

IFRS 第 9 号「金融商品」の強制適用日改訂に関する公開草案

■ 公開草案の公表

IASB は、8 月 5 日に IFRS 第 9 号「金融商品」の強制適用日を延期する公開草案を公表した。公開草案では、現在の強制適用日（2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度）を 2 年延期することを提案している。

■ 提案されている事項

- 現在、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度としている強制適用開始を、2015 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に延期。
 - ✓ これまで同様、早期適用の期間は、主として金融資産の分類・測定の取扱いを定めた IFRS 第 9 号（2009 年版）又は、2009 年版も含め金融負債の分類・測定、認識の中止の取扱いも定めた IFRS 第 9 号（2010 年版）のいずれかが適用される。
- 2012 年 1 月 1 日より前の報告期間に IFRS 第 9 号を適用した場合に可能となる遡及適用免除について、適用免除期間の延長は行わない。

■ 公開草案公表の背景

- IFRS 第 9 号公表当時から、IAS 第 39 号置換えプロジェクトの他のフェーズ（金融資産の減損、ヘッジ会計）や保険会計について、同時適用を目論んでいた。しかしながら、それらの 2013 年 1 月 1 日の強制適用の現実性が乏しくなったことから、意見募集「発効日と移行方法」（2010 年 10 月）などに寄せられた関係者の見解も考慮して、改訂提案の公表となった。
- 遡及適用免除について、IFRS 第 9 号公表後間もなく適用する企業に配慮した取扱いであることから、今回は改訂しないことを提案している。

■ コメント締切日

- 2011 年 10 月 21 日

■ 公開草案の質問事項

（質問 1）

IFRS 第 9 号（2009 年版）と IFRS 第 9 号（2010 年版）を、2015 年 1 月 1 日以後開始する会計年度から適用する改訂を提案に賛成するか否か。その理由。賛成しない場合の代替案。

（質問 2）

2012 年 1 月 1 日以後開始する報告期間に IFRS 第 9 号を最初に適用した企業に対して、提示されるべき比較情報の IFRS 第 9 号の規定を変更しないとの提案に賛成するか否か。その理由。賛成しない場合の代替案。

■ **公開草案へのコメント対応の方向性**

ASBJからもコメント提出した意見募集「発効日及び移行方法」に係る事項であることから、コメントを提出する方向で検討することが考えられる。

コメントを提出する場合、（質問１）に対して、次のような方向性が考えられる。

(a) 適用日の延期を支持しない。

意見募集へのASBJコメントの趣旨と同様に、分類・測定フェーズは、減損等未完成フェーズと切り離して適用可能であり、また、延期した場合、公表から適用日までの期間が非常に長期となる懸念がある。

意見募集では、ASBJは、分類・測定フェーズを2013年1月1日から強制適用すべきとのコメントを行った^(注1)。

(b) 適用日の延期を条件付きで認める。

IFRS第9号の結論の背景にも延期の可能性は指摘されていたため、今回の公開草案の提案はそれに沿った対応として理解するものの、このような対応は異例であることから、金融商品プロジェクトの他フェーズ（減損フェーズ等）、保険プロジェクトを延期後の期間に同時に強制適用できるようにプロジェクトの完了を促す。また、~~もし、それらのプロジェクトの完了がさらに遅れてもIFRS第9号強制適用の再延期を行わないように注意喚起する。~~

なお、（質問２）については、これまでの取扱いを変更するものではないので、コメントを提出する場合でも言及しないことが考えられる。

以上

第88回金融商品専門委員会（9月1日（木））での意見

- 適用日延期に反対するのは、すべてのフェーズを揃えて適用しようとする日本の考え方と矛盾する。また、分類・測定フェーズだけを変更しなければならない必要性を日本では認識していない。このため、(a)を主張するほど強い意見を出せるか疑問。
- (b)を支持。ただし、(b)の「また」以下を残すと、他が揃わなくてもIFRS第9号を先に適用することになってしまい、他のプロジェクトとの不整合が懸念される。このため、「また」以下は削除すべき。
- 現在進行中の他のフェーズ、プロジェクトとの同時適用を縛りすぎると、完了した会計基準の適用がさらに後倒しになる懸念がある。

^(注1) ただし、意見募集のコメントは、各基準が予定通り2011年6月に完成することを前提としており、現在は、その前提が崩れている。